|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （第１号様式、第３条関係） | 　 | 　 | 　 | 　 |
| あきた浸水被害住宅相談員登録申請書 |
| 一般財団法人　秋田県建築住宅センター　理事長　あて | 　 | 　 |
| 申請年月日 | 西暦　　　　年　　月　　日 |
| 登録者氏名（生年月日） | 　　　　　　　　　　　　（西暦　　　　年　　月　　日） |
| 　〃　住所 | 　 |
| 　〃　連絡先（携帯電話番号） | （　　　）　　　－　　　　　 （（　　　）　　　－　　　　） |
| 　〃　メールアドレス | 　＠ |
| 　〃　保有資格（該当を〇で囲む） | 建築士　・　技能士（大工）・施工管理技士（建築）・　その他（　　　　　　） |
| 勤務先名称 | 　 |
| 　〃　電話番号 | （　　　）　　　－　　　　 |
| 登録者個人又は勤務先の所属団体　　　　　　　（該当を〇で囲む） | 建築士会 ・ 建築士事務所協会 ・ 建設技能組合建築労働組合 ・ 安心リフォーム協議会 ・建設業協会 ・ その他（　　　　　　　　　　　） |
| 相談対応の条件（該当を〇で囲む） | 　平日のみ可能 ・ 土日祝のみ可能　午前のみ可能 ・ 午後のみ可能 ・ 全日可能　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| その他の条件等 | ・当法人から窓口相談への従事依頼を受けた場合の対応について　　　　　（　対応可 ・ 対応不可　）・相談業務に従事した際の報酬について　　　　　　（　受領する ・ 受領できない　） |
| 【注意事項】・登録後、相談業務に従事いただく際に、報酬等の振込条件をお聞きします。（振込先は、原則、登録者個人名義の口座とします。）・現地相談には複数の相談員を派遣し、移動を含め半日程度で日程調整します。・相談員にはセンター所定の旅費及び日当を支給し、相談者に対する費用負担は求めないものとします。・現地相談は、建築に関する知識・技術に基づく助言の範囲で行うものとし、見積書作成や業者紹介は含まないものとします。（別途相談者と修繕契約を行うことは拒みません。）・本相談で知り得た情報は、勤務先以外の第三者に漏らすこと、他の目的に使用することを禁止します。　　　　　　　　　　以上の注意事項を理解したうえで、登録を申請します。 |